

○経済産業省告示第二百六十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和三年一月三日から施行する。

令和二年十二月二十三日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)～(5) 「略」

(6) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)～(5) 「略」

(6) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギ

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギ

ニア、エストニア、エスワティニ、フィン
ランド、フランス、ガボン、ガンビア、ド
イツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニア
ビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ
リー、アイスランド、インド、インドネシ
ア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、
ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス
、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテン
シュタイン、リトアニア、ルクセンブルク
、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャ
ル、モーリタニア、モーリシャス、メキシ
コ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナ
ミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェー

ニア、エストニア、エスワティニ、フィン
ランド、フランス、ガボン、ガンビア、ド
イツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニア
ビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ
リー、アイスランド、インド、インドネシ
ア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、
ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス
、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテン
シュタイン、リトアニア、ルクセンブルク
、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャ
ル、モーリタニア、モーリシャス、メキシ
コ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナ
ミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェー

ル、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国

ル、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ

<p>、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p>
<p>、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	